

2013年3月10日制定

2015年3月14日改正

選挙管理規定

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本生産管理学会の理事を選出する選挙運営について定める。

第2条（選挙管理委員会）

選挙管理委員会は、理事の選挙を行う準備から選挙完了までの手続きを施行する。

第3条（選挙管理委員会の設立）

理事の任期満了到来前の前年度の11月までに設立する。

第4条（選挙管理委員の任命）

選挙管理委員長は、次回の理事に立候補しない理事が担当する。

2 選挙管理委員長は、理事会で選出する。

3 特例として、当法人設立後第1回目の選挙については、理事立候補の意思にかかわらず、前任意団体の法人化準備委員会の委員から選出する。

第5条（選挙の公示）

理事選出のための立候補者募集を、全会員に電磁的方法により、応募手続きを公示する。

第6条（立候補の受付）

立候補応募期間中に受け付けた立候補者を電磁的方法により公示する。

第7条（立候補者と推薦者）

立候補者は、推薦者になれない。推薦者は、2名以上の立候補者を推薦できない。

2 理事会推薦の理事候補者は、推薦者になれない。

第8条（選挙投票）

文書または電磁的方法により厳密かつ公正な投票を行う。

第9条（選挙結果の開票）

開票時には、公正な立会人を3名以上おく

2 開票結果は、集計し、直ちに開示する。

3 選挙公示前の理事会で決定した定員を超える立候補者は、得票順に3名まで補欠理事として選出する。

第10条（社員総会の承認）

社員総会において選挙結果を提示し、社員総会の承認をもって、理事の選出は完了する。